

佐賀県告示第 304 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成 26 年 8 月 8 日

佐賀県知事 古 川 康

	事業所の名称	開設者の名称	事業所の所在地	変更年月日
新	居宅介護支援事業所田代	特定非営利活動法人至誠身体障害生活介護支援センター	佐賀市田代二丁目 11 番 10 号	平成 25 年 12 月 1 日
旧	至誠居宅介護支援センター			